日事連会員の皆さまへ

# 万一、病気やケガで

# 働けなくなったら?!

事務所の家賃 ローン 機器のリース代

家や車のローン

生活費·学費

従業員の給与

とめることのできない月々の出費を

日事連◆建築士事務所サポートプラン

が支えます。



# 日事連◆建築士事務所サポートプランは

# 万一、病気やケガで働けなくなった時の

# 就業不能中の所得をカバーします

#### 一般的な保険商品と補償内容例

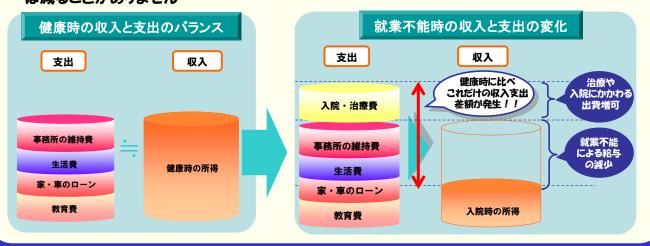
もしも病気やケガで長い期間働けなくなった時、今ご加入の保険でカバーは十分でしょうか?

		743 I-3 I.				•	HV V-V				
	死亡		病気・ケガによる費用の発生					+b 484 444		この部分の	
			入院		手術		通院		就業不能		リスクに対して、
	病気	ケガ	病気	ケガ	病気	ケガ	病気	ケガ	病気	ケガ	何か手を打たれて いますか?
生命保険	•	•								_	\
傷害保険		•		•		•		•			
医療保険·入院保険 (特約等)	<b>A</b>	<b>A</b>	•	•	•	•	•	<b>A</b>			
がん保険	<b>A</b>	<b>A</b>	がんのみ		がんのみ		がんのみ				
建築士事務所サポートプラン 所得サポートプラン											

※上記は保険商品ごとの補償範囲のイメージ図です。実際の補償内容は各保険商品の約款等内容によります。

#### 健康時と就業不能時の所得のバランス

突然の病気やケガで、就業不能になる事態を想定されていますか? 収入がストップしても、事務所の維持費、生活費、住宅・お車のローン、教育費など、支出 は減ることがありません



#### 所得サポートプランの特長

## 最長1年間補償!

初年度加入(または通算支払限度期間に関する特約をセット後)および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。

# 保険期間中、無事故なら保険料の20%を返れい!

中途脱退の場合、返れい金はありません。

#### 医師による診査は不要!

告知内容によっては、ご加入をお断りする場合や、 特別な条件付きでご加入いただく場合があります。

#### このような加入のパターンがあります・・・

- 事務所を開設する先生がご自身を被保険者として加入(法人・個人事業主問わず)
- 事務所が保険料を負担し、従業員全員を対象として加入(損金処理の対象)
- 事務所に勤める職員(給与所得者)が自身を被保険者として加入

※加入方法に関するご質問やご希望がございましたら、お気軽に日事連サービスまでご相談ください。

#### 入院だけでなく<mark>自宅療養</mark>による 武業不能も補償!

自宅療養は医師の指示による場合にかぎります。

## 精神障害による就業不能も補償!

気分障害(躁病、うつ病等)、総合失調症、神経衰弱、 血管性認知症、知的障害等による就業不能はお支払 いの対象となります。(アルコール・薬物依存等は対象 とはなりません)

### ケガによる万一の 死亡・後遺障害も補償







#### 所得サポートプランのしくみ

#### 加入例) 10口(月額保険金額50万円)加入

脳こうそくにより就業不能となり、2019年9月1日から4か月間入院し、医師の指示により自宅療養とリハビリが3か月間続き、2020年4月1日から仕事復帰となった場合・・・

- \*最初の7日間はお支払対象外期間となります
- \*8日目から仕事に復帰するまでの期間の月々の所得を補償します。

#### 50万円×6か月+50万円×(24日÷30日)=340万円

就業不能開始 病気で働けなくなった日 就業開始

仕事ができるようになった日

就業ができない期間

支払対象外 |期間7日■

就業不能期間(保険金をお支払いする期間)

2019.5.1

2019.9.1

2019.9.8

対象期間(最長1年)

2020.4.1 2020.5.1

※保険金お支払対象期間は、支払対象外期間終了日の翌日から起算して1年間を限度とします。

## 建築士事務所の収入を守る保険 『所得サポートプラン』は

## 病気やケガで働けなくなったときの 収入を補償する保険です



#### 月払保険料

(保険期間1年、対象期間1年、支払対象外期間7日、職種級別1級、団体割引5%、天災危険補償特約、精神障害拡張補償特約セット)

	内容	保険金額
口あたりに	【所得補償保険金額】 病気・ケガによる 就業不能のとき	1か月につき <b>5万円</b>
保険金額	【傷害特約】 ケガで死亡または後遺 障害が発生したとき	<sup>-時金</sup> <b>250万円</b>

1口あたり 月払保険料	加入口数	月払保険料
※右表の年齢区分	り選択	=

	年齢区分	保険料
一口あたり月払保険料	満15~19歳	642円
	満20~24歳	787円
	満25~29歳	852円
	満30~34歳	977円
	満35~39歳	1,137円
	満40~44歳	1,337円
	満45~49歳	1,537円
	満50~54歳	1,727円
	満55~59歳	1,807円
	満60~69歳	1,887円

- ●保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。満年齢69歳までの方がご加入対象となります。
- ●年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入日時点)の満年齢とします。

#### <月払保険料の計算(例)>

前提条件:年齢38歳、男性、年収600万円(ボーナス含む)、健康保険(給与所得者)の被保険者

Step1 保険金額の設定

加入可能な口数の限度を計算し、その範囲内で口数(保険金額)を設定いただきます。

平均月間所得額

加入可能な保険金額

加入口数の限度

年収600万円 ÷ 12か月 = 50万円

 $\neg$ 

50万円 × 50%(※) =25万円

\_/

25万円 ÷ 5万円(1口) =5口

(※)本ケースは、健康保険の被保険者であるため、ご加入可能な加入口数の限度額は平均月間所得額の50%までとなります。

Step2 月払保険料の計算

設定いただいた口数を、年齢ごとに設定される1口あたりの保険料に乗じて、月払保険料計算します。

1口あたり月払保険料 35~39歳 1,137円 × 加入口数 5口 = <u>5,685円</u>

(注)口座振替時には、上記保険料に対して108円が手数料として加算され引き落とされます。

#### 詳しくはホームページをご参照ください

日事連サービス

検索

Qお問合せ ご連絡ください

#### ※保険料についてお問合せの場合は、全加入対象者の方のご年齢または生年月日をお知らせください。

(注1) このチラシは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。(注2) 契約者および被保険者は、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(https://www.sjnk.co.jp/)に掲載の個人情報の取扱いに同意します。

#### お問い合わせ先

#### 【取扱代理店】

#### 有限会社 日事連サービス

〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-9-4 東京STビル3F TEL:03-3552-1077 FAX:03-3552-1066

(受付時間:平日午前9時から午後5時まで)

#### 【引受保険会社】



▶ 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

団体・公務開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL:03-3349-5402 FAX:03-6388-0161 (受付時間:平日午前9時から午後5時まで)